

2 母子の健康の確保及び増進

【取組の趣旨】

安全な妊娠・出産及び子どもの健やかな成長・発達を支援するため、引き続き、母子保健医療や小児医療の充実を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、次代の親となる思春期の男女が健やかに成長し、健全な母性・父性意識を養えるよう、相談体制や健康教育の充実に努めます。

【取組の方向】

- (1)子どもと母親の健康の確保
- (2)思春期保健対策の充実
- (3)小児医療の充実
- (4)不妊対策の充実

(1)子どもと母親の健康の確保

<現状と課題>

子どもと母親の心身の健康を確保するためには、保健・医療、福祉、教育の各分野の連携を図っていくことが重要です。

県では、母子ともに健康な状態で出産できるよう、総合周産期母子医療センターを中心とした総合的な周産期医療を提供していますが、さらに、乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期対応が求められています。

また、生活習慣病の低年齢化やアレルギー、栄養や食生活に関する問題等についても、家庭や保育所・幼稚園、学校、地域等が一体となって取り組めるような体制づくりが必要です。

<具体的取組>

安全な妊娠・出産の確保

妊娠や出産、育児に関する理解を深めるため、妊娠中の食生活や労働のあり方、喫煙や飲酒の影響など、妊娠中の健康管理に関する教育や啓発活動、情報提供を行います。

総合周産期母子医療センターの運営への支援や地域周産期医療機関の設備整備への支援を行うとともに、総合周産期母子医療センターに設置した「周産期医療連携センター」を核として、これらの医療機関と救急搬送機関における円滑な搬送・受入の確保に努めます。

母子保健指導に従事する者を対象に、最新の知識の習得と専門性の向上のための研修を実施します。

妊婦の健康管理及び妊娠高血圧症候群や切迫流産などのハイリスク妊婦の早期発見等のため、妊婦健康診査の実施と受診を促進します。

安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦医療費助成制度により、医療費の助成を行います。

健康診査・療育相談体制の充実

乳幼児の疾病や障害の早期発見と早期療養、子育て家庭への支援のため、乳幼児健康診査や相談指導を充実するとともに、保健・医療、福祉、教育などの関係機関相互の連携を図ります。

子どもの健康づくりの推進

乳幼児の突然死や事故を防止するため、仰向け寝の励行や禁煙など、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防などに関する啓発を行います。

妊婦や子どもを受動喫煙から守る環境づくりに取り組みます。

子どもや保護者等を対象とした歯科保健・相談指導、歯の衛生に関する啓発事業を実施します。

離乳期の食事やアレルギー、小児糖尿病、超肥満など、栄養・食生活相談事業を関係機関と連携、協力して実施します。

子どもの様々な心の問題に対応するために、保健・医療、福祉、教育などの関係機関相互の連携を図ります。

発達障害児の早期発見・支援体制の確立

1歳6か月児健診や3歳児健診などの乳幼児健診を促進するとともに、発達相談を実施することにより発達障害児を早期に発見し、適切な療育につなげるなど、保護者への支援体制を充実します。

目標設定指標	単位	基準値 (H20実績)	H26目標値
乳幼児健診受診率（1歳6か月）	%	95.1	96.2
乳幼児健診受診率（3歳）	"	92.9	95.3

(2)思春期保健対策の充実

<現状と課題>

思春期は、身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめ周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、子どもたちと接することが大切です。

近年、本県においても、性行動の問題、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校やひきこもりなど思春期における問題が多様化、深刻化してきています。また、10代の人工妊娠中絶実施率は低下してきていますが、引き続き、望まない妊娠を防ぎ、性感染症を予防するため、思春期から正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

これらの課題には、学校、家庭、地域の関係機関が一体となって社会全体として対応していく必要があります。

< 具体的取組 >

健康教育・相談の充実

高校生を対象としたピアカウンセリングにより、性に関する正しい知識の普及啓発を行い、望ましい意思決定ができるよう支援します。

思春期の子どもを持つ親等が気軽に不安や悩みを相談できるよう、ピアカウンセラーや専門の相談員を養成して思春期相談センターにおいて相談や情報提供を行うとともに、各広域健康福祉センターにおいて「思春期教室」を開催します。

学校など地域の関係機関との連携強化

学校や家庭との連携を図りながら、地域の関係機関・団体等の協力を得て、専門医等による学校での講演会等の実施など、性教育及び喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を充実します。

各広域健康福祉センターに設置する「思春期健康支援ネットワーク会議」や「思春期健康支援プロジェクト会議」により、若者たちや保護者に対し健康教育や相談、情報提供を行うとともに、各支援機関のネットワークを充実します。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
20歳未満の人工妊娠中絶実施者数 (15歳以上20歳未満の女子総人口1,000人当たり)	人	7.8 (H20実績)	7.0
ピアカウンセラー登録数	"	305 (H21見込)	305

(3)小児医療の充実

< 現状と課題 >

子どもの健やかな成長を支援するとともに安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、周産期医療の充実や小児の高度専門医療の提供が求められています。

県では、「とちぎ子ども医療センター」において、高度で専門的な小児医療の提供に努めていますが、併せて、各保健医療圏ごとに小児救急を含む小児医療に対応できる体制をさらに整備充実させる必要があります。

< 具体的取組 >

総合的な小児医療体制の整備

安心して妊娠・出産できるよう、総合周産期母子医療センターを核として、地域周産期医療機関、一般周産期医療機関及び救急搬送機関との連携により総合的な周産期医療体制を整備します。

自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院に併設された「とちぎ子ども医療センター」により、高度専門医療を提供します。

休日夜間急患センターや小児救急拠点病院等の運営や施設・設備の整備に対する支援を行うほか、小児科医不足に対応するための小児科診療医師研修の実施など、小児医療体制の整備を推進します。

夜間における子どもの急な発熱やけがなどの際、家庭での対処方法について看護師等がアドバイスを行う「とちぎ子ども救急電話相談」や「こども救急ガイドブック」の配布等により、保護者の不安軽減を図ります。

子どもに対する医療の給付

子育て家庭の負担を軽減するため、入院による養育を要する未熟児への養育医療、障害を有する子ども等への育成医療、結核に罹患した子どもへの療育の給付、小児慢性特定疾患にかかっている子どもへの医療の給付を引き続き実施するとともに、「こども医療費助成制度」について、平成22年度から小学校6年生にまで対象年齢を拡大します。

(4)不妊対策の充実

<現状と課題>

不妊に悩む夫婦は10組に1組といわれていますが、不妊に関わる問題は、身体的苦痛や経済的負担、精神的ストレスのほか、不妊に関する情報不足など多種多様なものがあります。

特に、十分な治療効果を得られない夫婦や治療を受けた後の妊娠・出産に対するサポートなど、精神的な援助や経済的負担の軽減が求められています。

<具体的取組>

不妊や治療に関する相談・支援の充実

不妊専門相談センターや健康福祉センターにおける不妊に関する情報提供や相談体制を充実します。

保険が適用されない高額な不妊治療法である体外受精・顕微授精の実施について、経費の一部を助成します。